

○シリア・アラブ共和国をめぐる現下の国際情勢に鑑み、シリアをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずる措置の内容に沿い、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等を指定する件」(平成二十三年九月外務省告示第三百十五号)について、別表のとおり指定を一部解除する。

○外務省告示第一百四〇号
シリア・アラブ共和国をめぐる現下の国際情勢に鑑み、シリアをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずる措置の内容に沿い、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等を指定する件」(平成二十三年九月外務省告示第三百十五号)について、別表のとおり指定を一部解除する。
令和七年五月三十日
外務大臣 岩屋 肇
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。



(号外) 外閣府
(原稿作成 内閣府 国立印刷局)

四 次

〔その他指示〕

(外務二〇〇)
○シリア・アラブ共和国をめぐる現下の国際情勢に鑑み、シリアをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずる措置の内容に沿い、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等を指定する件」(平成二十三年九月外務省告示第三百十五号)について、別表のとおり指定を一部解除する。

—

そ の 他 指 示

改	正	後	改	正	前
(別表)			(別表)		
個人			個人		
1～59	[略]		1～59	[同左]	
団体			団体		
1～29	[略]		1～29	[同左]	
30	削除		30	インダストリアル・バンク	
				Industrial Bank	
				所在地 : Dar Al Muhanisen Building,	
				7th Floor, Maysaloun Street, P.O.	
				Box 7572	
				Damascus, Syria	
			電話 :	+963-11-2228200, +963-	
			11-2227910		
			FAX :	+963-11-2228412	
31	削除		31	ポビュラー・クレジット・バンク	
				Popular Credit Bank	
				所在地 : Dar Al Muhanisen Building,	
				6th floor, Maysaloun Street, Da-	
				mascus, Syria	
			電話 :	+963-11-2227604, +963-	
			11-2218376		
			FAX :	+963-11-2210124	
32	削除		32	貯蓄銀行	
				Saving Bank	
				所在地 : Merjah Al-Furat St., P.O.	
				Box 5467, Damascus, Syria	
			電話 :	+963-11-2228403	
			FAX :	+963-11-2244909, +963-	
				11-2453471	

33 削除

33 農業協同組合銀行
Agricultural Cooperative Bank
所在地 : Agricultural Cooperative
Bank Building, Damascus Tajhez,
P.O. Box 4325,
Damascus, Syria
電話 : +963-11-2213462, +963-
11-2221393
FAX : +963-11-2241261

34・35 [略]

34・35 [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。